

入院時の食事負担額の変更について

令和 8 年 6 月 1 日より、国の健康保険法等の規定に基づき 入院時の食事負担額が変更になります。

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

区 分			令和 8 年 5 月 31 日まで	令和 8 年 6 月 1 日から
一 般			510 円	550 円
市町村民税 非課税世帯	70 歳未満		240 円 (91 日目以降 190 円)	270 円 (91 日目以降 220 円)
	70 歳以上	低所得者Ⅱ	240 円 (91 日目以降 190 円)	270 円 (91 日目以降 220 円)
		低所得者Ⅰ	110 円	130 円
指定難病等患者			300 円	330 円

ご不明な点などございましたら、会計窓口までお声かけください。

令和 8 年 6 月
平和台病院

入院時の生活療養（食費）の変更について

令和 8 年 6 月 1 日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院時の生活療養（食費）の負担額が変更になります。

入院時の食費に係る標準負担額（1 食につき）

<生活療養標準負担額：療養病棟の 65 歳以上>

区 分		令和 8 年 5 月 31 日まで	令和 8 年 6 月 1 日から
一 般		510 円	550 円
市町村民税 非課税世帯	65 歳以上 (医療の必要性の高い方)	240 円 (91 日目以降 190 円)	270 円 (91 日目以降 220 円)
	低所得者 I	140 円	160 円
	老齢福祉年金受給者・ 医療の必要性の高い方	110 円	130 円
指定難病等患者		300 円	330 円

ご不明な点などございましたら、会計窓口までお声かけください。

令和 8 年 6 月
平和台病院